

科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第5回） 議事要録

日 時：

令和2年6月25日（木）午前10時～正午

場 所：

国立国会図書館東京本館人事課大会議室（オンライン開催）

出席者：

基本方針検討部会員4名

竹内比呂也部会長、佐藤義則部会員、生貝直人部会員、北本朝展部会員

館側出席者8名

（幹 事）利用者サービス部長、電子情報部長

（事務局）利用者サービス部副部長、同部サービス企画課長、同部科学技術・経済課長、同課課長補佐、電子情報部電子情報企画課長、同課課長補佐

次 第：

1. 前回議事要録の確認
2. データ利活用社会における基盤整備
3. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言素案について
4. その他

配付資料：

（資料1）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会関係者名簿

（資料2）基本方針検討部会のスケジュール

（資料3）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第4回）議事要録（案）

（資料4）基本方針検討部会の検討テーマについて

（資料5）部会（第4回）の論点について

（資料6）第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（素案）

（資料7）科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第1回～第3回）議事要録

（参考資料1）学術情報流通の整備をめぐる諸外国の状況調査

（参考資料2）長期保存のためのヒアリング結果一覧（令和2年3月25日 知的財産戦略本部 デジタルアーカイブ推進委員会及び実務者検討委員会実務者検討委員会（第10回）参考資料5）

（参考資料3）第6期科学技術基本計画検討の論点（案）（令和2年6月5日 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（第5回）資料）

（参考資料4）知的財産推進計画2020～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～（2020年5月27日 知的財産戦略本部）

（参考資料5）提言 オープンサイエンスの深化と推進に向けて（令和2年5月28日 日本学術会議オープンサイエンスの深化と推進に関する検討委員会）

## 議事概要：

### 1. 前回議事要録の確認

案のとおり、了承された。

### 2. データ利活用社会における基盤整備

#### 3. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言素案について 事務局が資料5、資料6について説明した。

今後の提言（素案）の取扱いについては、科学技術情報整備審議会における提言（素案）の報告、議論に向け、事務局による再修正と部会員への意見照会の後、最終的な取りまとめは竹内部会長に一任することとした。

なお、部会員による主な発言は次のとおりである。

#### ○提言（素案）「Ⅰ 本提言の位置付け」について

- ・デジタルが大前提にあることを読み取れるようにすることが重要である。

#### ○提言（素案）「Ⅱ 基本的な視点 1 取り巻く状況」について

- ・物理的な場所や資料等（フィジカル）に依拠したサービスが完全になくなるわけではない。フィジカルに加えて、デジタルのサービスが不可欠であるということである。
- ・デジタル環境における知識生産のエコシステムを考えなければならない。知識・価値の創出のサイクルを回すためには、データを収集・整備、公開するだけでなく、利活用とともに「共有」されることで発展的な構造が作られることを示す必要がある。
- ・米国では、例えば、Google ブックスのような取組や、デジタル版が出版されていない資料について、図書館自身がデジタル化し、貸し出しすること（Controlled Digital Lending）が個別の権利制限規定等の事前立法なしに、フェアユース規定によって根拠付けられることもある。法制度の基本的な考え方は異なり、日本が直接参考にすることは難しいが、提言では米国についても言及した方がよい。

#### ○提言（素案）「Ⅱ 基本的な視点 2 第四期基本計画の主な成果」について

- ・第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の成果について、詳細は附属資料によるとしても、できる限り多く挙げてよい。ただし、主要な成果については数値を挙げるとともに、記述は構造化し、課題までを分かりやすく示す必要がある。
- ・次期計画でデジタル化や全文テキスト化を更に進めていくことを考えれば、国立国会図書館の所蔵資料のデジタル化や全文テキスト化等の進捗状況を大雑把でも示す必要がある。
- ・技術開発の成果は、今後の利活用にもつながる取組であり、積極的に記載すべきである。

#### ○提言（素案）「Ⅲ 取組の方向性 1 全体の方向性」について

- ・名称を含むブランディング等に課題はあるかもしれないが、ジャパンサーチと国立国会図書館サーチの役割は異なっている。ジャパンサーチは、内閣府の下で推進される国全体の事業であり、国立国会図書館は、システム開発・運用や連携拡大の実務を担う立場にあるが、ガバナンス上は書籍等分野のつなぎ役を担う一構成員である。今後の検討や調整により変化し

ていくかもしれないが、ジャパンサーチが、国立国会図書館単独のサービスと捉えられてしまわないようにする必要がある。

- 統合的オンラインサービスは、ポーンデジタルへの移行の中で考える必要がある。例えば、海外の文献データベースでは引用文献とのリンクが標準となっているが、日本語文献については不十分な状況にある。また、著者等の典拠データも、デジタルであれば当然可能になるが、国立国会図書館のデータベースと他のデータベースとの相互連関を実現するための基盤がまだ確立されてはいない。
- デジタルの環境では識別子や典拠データの連携等による知識生産のリンクの可視化が求められる。例えば、国立国会図書館のデータがどのような使い方をされているか、役立ったかなども将来的に示せるとよい。
- 国立国会図書館は、書誌コントロールのナショナルセンターを担っているが、出版や流通のデジタル化が進展する中で、現状では商業サービスとの境界を整理できておらず、電子書籍等の有償オンライン資料の制度収集が実現しない、機能しない一因にもなっている。電子書籍等の有償オンライン資料、オンデマンド出版等を始め、国立国会図書館や他の国内図書館が所蔵していない日本の出版物の総体を対象とする、いわばデジタルを含めた全国書誌も求められるのではないか。

#### ○提言（素案）「Ⅲ 取組の方向性 2 個別の取組の方向性」について

- 複製物のデジタル送信や図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）の拡大など、図書館サービスのデジタル化に向けて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、幅広く検討、取組を進めていく必要がある。国立国会図書館が、図書館サービスのデジタル化に積極的な姿勢を示すことに大きな意義がある。
- 知識の蓄積へのアクセスを地理的、物理的に開かれたものにするのがデジタル・シフトの最大の価値であり、納税者への還元でもある。少子高齢化や地方創生の視点も重要となる。
- デジタルの重要性が高まる中では、民間サービスとの接続や連携も考えていく必要がある。デジタル化資料について、Google 検索結果から発見、アクセスされるものも少なくない。そこから他の文献とのつながりをうまく見せられるかが、今後のオンラインサービスのポイントになる。これまでは資料やコンテンツを保有する機関との連携協力が多かったが、それだけではないものが求められる。
- 個人情報保護やプライバシー等への配慮は、全文テキストの検索結果だけでなく様々な場面で求められている。例えば、出版後年月が経っていない資料については、本文のインターネット公開自体やその方法の検討が必要かもしれない。
- 国立国会図書館が技術開発を担い、推進することを明確にする必要がある。例えば、一般に公開していないデータを国立国会図書館内部では利用できるようにするなど、魅力的な開発環境（施設設備を含む。）の整備に取り組んでほしい。また、フェローシップや共同研究等だけでなく、インハウスの技術開発も重要である。
- フェローシップや共同研究に加えて、米国議会図書館の **Innovator in Residence** プログラムのように収集・整備、公開したデータの利活用モデルを開発する積極的な取組も求められる。
- 公的機関のアーカイブ等のダークアーカイブを国立国会図書館が担うべきではないか。集中保存方式のダークアーカイブであれば、Portico が参考になるかもしれない。

- ・ 永続性は個々のデータベースの管理者が取り組むべき課題でもあるが、維持できなくなったデータベースの継承は重要であり、国立国会図書館に期待されている。サービスを継続提供するかの判断は別として、ダークアーカイブとして引き受けることはあり得る。継承の基準や技術的課題等について、検討を進めていくことが求められるのではないか。
- ・ 国立国会図書館は、インターネット資料収集保存事業（WARP）の中で、許諾に基づく民間ウェブサイトの収集も拡大してきているが、引き続き継続した取組が求められる。デジタル空間の重要性が高まる中で、国のウェブアーカイブの在り方を改めて検討する必要がある。国立国会図書館がその担い手になるとは必ずしも限らないが、積極的に発言することが期待される。

○その他

- ・ 前回提言（「イノベーションを支える「知識インフラ」の深化のための提言～第四期科学技術情報整備基本計画策定に向けて～」平成27年12月14日）のように、国立国会図書館が目指すべき姿の概要図（イメージ）があるとよい。